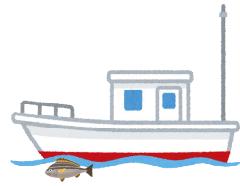


阿南市漁業者燃油高騰対策支援金



1 趣旨

世界情勢を背景に燃油価格が高騰・高止まりする中、経営費に占める燃油費の割合が高く、前例のない厳しい環境に直面する漁業経営への影響に鑑み、徳島県水産振興公害対策基金の燃油高騰対策事業（以下「県基金対策事業」という。）の支援を受ける阿南市内の漁業者の方に、漁業の用に供する燃油購入費の一部を支援します。

2 対象者(以下の全てに該当)

- ア 令和6年1月1日において、以降引き続き阿南市内（以下「市内」という。）に住所を有すること。
- イ 令和6年4月1日において、徳島県漁業協同組合連合会の会員である漁業協同組合に所属する組合員であること。
- ウ 国の令和6年度漁業経営セーフティーネット構築事業へ加入し、県基金対策事業による支援金の交付を受けていること
- エ 支援金の支給申請時において、市税を滞納していないこと。

3 支援対象燃料

漁業の用に供するため、市内の漁業者が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に購入したA重油、軽油、ガソリン及び灯油等

※ 遊漁船業や自動車用として購入したものは対象外

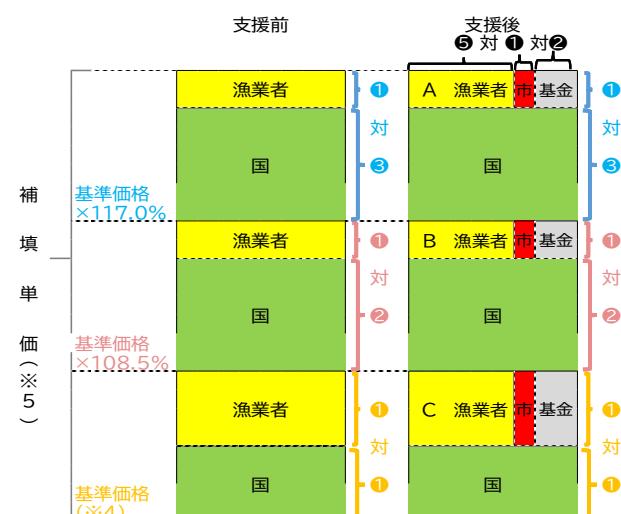
4 支援金額

支援金の支給は、対象期間の当該四半期において、平均原油価格が補填基準価格を超えた場合に行います。

支援金の額は、当該四半期ごとのセーフティーネット事業における補填金に占める漁業者負担分のうち県基金対策事業による支援金の額に2分の1以内を乗じて得た額（1円未満切捨て）の対象期間内の合計額

※当該四半期の支援金の額が、「660円（振込手数料）」未満の場合については、支援の対象外となります。

5 支援イメージ図



6 必要書類

- ア 支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)
- イ 誓約兼同意書(様式第2号)
- ウ 県基金対策事業申請に関する台帳等の写し
- エ 通帳の写し、本人確認ができる書類等
- オ その他、市長が必要と認める書類

7 申請受付期間

令和7年7月1日(火)から令和7年8月29日(金)まで(土、日、祝日を除く)

8 問合せ先

阿南市役所 農林水産課 (〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3)

電話 0884-22-0033 Eメール nourin@anan.i-tokushima.jp

